

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
広陵町	百済地区	令和4年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	110.2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	57.2 ha
③地区内における71才以上の農業者の耕作面積の合計	54.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	13.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	25.6 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	25.8 ha

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

地区内には自作を行っている農家が多く、一人あたりが所有する農地の総面積も大きいですが、大区画化された農地はほとんどなく、一筆の面積が1反程度、あるいはそれ以下の小さい農地が点在している。農地が狭小である以外にも、水はけの悪い農地や通作のための通路(農道)が狭い、またはないなどといった耕作条件の悪い農地が多く存在している。

農業者の高齢化が進んでいるなかで、産業構造の変容による農業以外の職業への担い手の流出、農機具・資材に対するコストの高さ、農産物の販売価格や生産量により収入が左右される農業経営の不安定さにより農業に対して先行きが見えないことから後継者の目処が立たない農業者が多く、後継者の確保や育成が課題となっている。

また、耕作条件の悪い農地が後継者不足等により耕作されなくなることにより、耕作放棄地が発生することも危惧される。

そのほか、鳥獣による農作物被害のほか、農家の代替わりや入作者による水門管理・農地管理に関わる問題等も生じてきている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

担い手のいない農地について、認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組合といった中心経営体に集積を図る。また、地域で営農を行う者に対しても状況に応じて農地の集積・集約を図る。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	百済集落営農組合	水稲+小麦	0.0 ha	水稲+小麦	4.0 ha	百済地区
認農	担い手A	水稲	2.0 ha	水稲	12.5 ha	百済地区
認農	担い手B	水稲+野菜	0.9 ha	水稲+野菜	5.5 ha	百済地区
認農	担い手C	複合経営	3.0 ha	複合経営	4.5 ha	百済地区
認農	担い手D	水稲+野菜	0.6 ha	水稲+野菜	1.3 ha	百済地区
認農	担い手E	野菜	0.8 ha	野菜	1.5 ha	百済地区
認農	担い手F	複合経営	0.1 ha	複合経営	0.5 ha	百済地区
認就	担い手G	野菜	0.7 ha	野菜	0.8 ha	百済地区
到達	担い手H	水稲+野菜	1.1 ha	水稲+野菜	2.3 ha	百済地区
その他	担い手I	水稲	0.4 ha	水稲	1.9 ha	百済地区
その他	担い手J	水稲+野菜	0.9 ha	水稲+野菜	1.3 ha	百済地区
その他	担い手K	水稲+野菜	0.3 ha	水稲+野菜	0.5 ha	百済地区
計	12人		10.8 ha		36.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の集積にあたっては、農地中間管理機構を活用するとともに、地域内における段階的な集積計画についても検討を進める。
農業経営や資格取得に関する勉強会や懇談会を実施し、農業を行いやすい環境の醸成を進める。
ほ場整備により区画拡大や農道の拡幅を進め、大型機械の導入による大規模農業が展開できる基盤を整備する。
スマート農業の導入による省力化・効率化を進める。
収益性の高い小麦や野菜などへの作付転換や特産品(ブランド品)の開発を推進するほか、海外への輸出も含めた新たな販路の開拓を進め、農業者の経営規模の拡大を図る。